令和４年　№53
〇東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部を改正する規程の制定

改正理由
　名誉教授称号授与において選考対象としない者及び称号授与の取消しに係る規定を追加することに伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過
　令和４年12月14日　教育研究評議会　審議・承認

東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和４年12月15日

国立大学法人東京学芸大学長
國　分　　充

令和４年規程第37号

東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部を改正する規程

東京学芸大学名誉教授称号授与規程（昭和50年規程第５号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部改正について

改正理由：名誉教授称号授与において選考対象としない者及び称号授与の取消しに係る規定を追加することに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
(議決) 第３条　評議会は，第５条第１項第７号の規定を適用し名誉教授の選考を行うに当たっては，出席評議員の４分の３以上の賛成を得て行うものとする。 (授与) 第４条　〔省略〕 ２　辞令書の発令日は，退職日の翌日（第５条第１項ただし書きの規定を適用するときは，選考を行った日）とする。ただし，定年前に退職した者については，定年に達した日以後の最初の４月１日とする。 ３　〔省略〕	(議決) 第３条　評議会は，第５条第７号の規定を適用し名誉教授の選考を行うに当たっては，出席評議員の４分の３以上の賛成を得て行うものとする。 (授与) 第４条　〔省略〕 ２　辞令書の発令日は，退職日の翌日（第５条ただし書きの規定を適用するときは，選考を行った日）とする。ただし，定年前に退職した者については，定年に達した日以後の最初の４月１日とする。 ３　〔省略〕
第２章　選考基準 (選考基準) 第５条　名誉教授の選考は，退職時において次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。ただし，第５号の適用にあっては，退職後に顕彰された場合を含むものとする。 (1) 本学に学長又は教授として通算20年以上勤務した者であって，教育上又は学術上特に功績のあったもの (2) 本学に学長又は教授として通算15年以上勤務した者であって，教育上又は学術上特に功績があり，かつ，本学の運営上顕著な功労があったと認められるもの (3) 本学に学長又は教授として通算10年以上勤務した者であって，教育上又は学術上特に功績があり，かつ，次に掲げる者のいずれかに該当するもの ア　本学での勤務年数に，本学以外の大学の学長又は教授としての勤務年数を加算して20年以上になる者 イ　本学での勤務年数に，国又は独立行政法人の教育研究機関並びに国の行政機関又は大学共同利用機関法人における機関の長，教授（教授相当職を含む。）としての勤務年数を加算して20年以上になる者 ウ　本学での勤務年数に，ア及びイに掲げる職の勤務年数を加算して20年以上に	第２章　選考基準 (選考基準) 第５条　名誉教授の選考は，退職時において次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。ただし，第５号の適用にあっては，退職後に顕彰された場合を含むものとする。 (1) 本学に学長又は教授として通算20年以上勤務した者であって，教育上又は学術上特に功績のあったもの (2) 本学に学長又は教授として通算15年以上勤務した者であって，教育上又は学術上特に功績があり，かつ，本学の運営上顕著な功労があったと認められるもの (3) 本学に学長又は教授として通算10年以上勤務した者であって，教育上又は学術上特に功績があり，かつ，次に掲げる者のいずれかに該当するもの ア　本学での勤務年数に，本学以外の大学の学長又は教授としての勤務年数を加算して20年以上になる者 イ　本学での勤務年数に，国又は独立行政法人の教育研究機関並びに国の行政機関又は大学共同利用機関法人における機関の長，教授（教授相当職を含む。）としての勤務年数を加算して20年以上になる者 ウ　本学での勤務年数に，ア及びイに掲げる職の勤務年数を加算して20年以上に

なる者 (4) 本学に学長又は教授として通算７年以上勤務した者であって，教育上又は学術上特に功績があり，かつ，本学の役職に在職し，任期を満了したもの (5) 本学に学長，教授，准教授又は講師として勤務した者であって，教育上又は学術上の功績により広く社会的に顕彰されたもの (6) 本学学長として，本学の運営に関し特に功績があった者 (7) その他前各号と同等以上の功績があったと認められる者 ２　前項の規定にかかわらず，本学の栄誉を汚す行為をしたと認められる場合には，選考の対象としない。 （勤務年数の計算） 第６条　前条第１項第１号から第４号までの勤務年数の計算に当たっては，本学の教授として勤務した者に限り，准教授（助教授及び准教授相当職を含む。）としての勤務年数にあってはその10分の７を，講師（講師相当職を含む。）としての勤務年数にあってはその２分の１を，それぞれ教授としての勤務年数に加算するものとする。 〔省略〕 （議事） 第１０条　〔省略〕 ２　名誉教授候補者の選考は，候補者ごとに無記名投票により行い，全委員の３分の２以上の賛成がなければならない。ただし，第５条第１項第７号の規定を適用して名誉教授候補者の選考を行うに当たっては，全委員の賛成を得なければならない。 第４章　雑則 （特典） 第１１条　名誉教授は，別に定めるところにより，本学の施設等を利用することができる。 （称号授与の取消し） 第１２条　学長は，名誉教授の称号を授与された者が，その栄誉を汚す行為をしたと認められる場合は，評議会の議を経て，称号の授与を取り消し，辞令書を返還させることができる。 （規程の改廃） 第１３条　この規程の改廃は，評議会の議を経て学長が定める。 （施行細則）	なる者 (4) 本学に学長又は教授として通算７年以上勤務した者であって，教育上又は学術上特に功績があり，かつ，本学の役職に在職し，任期を満了したもの (5) 本学に学長，教授，准教授又は講師として勤務した者であって，教育上又は学術上の功績により広く社会的に顕彰されたもの (6) 本学学長として，本学の運営に関し特に功績があった者 (7) その他前各号と同等以上の功績があったと認められる者 （勤務年数の計算） 第６条　前条第１号から第４号までの勤務年数の計算に当たっては，本学の教授として勤務した者に限り，准教授（助教授及び准教授相当職を含む。）としての勤務年数にあってはその10分の７を，講師（講師相当職を含む。）としての勤務年数にあってはその２分の１を，それぞれ教授としての勤務年数に加算するものとする。 〔省略〕 （議事） 第１０条　〔省略〕 ２　名誉教授候補者の選考は，候補者ごとに無記名投票により行い，全委員の３分の２以上の賛成がなければならない。ただし，第５条第７号の規定を適用して名誉教授候補者の選考を行うに当たっては，全委員の賛成を得なければならない。 第４章　雑則 （特典） 第１１条　名誉教授は，別に定めるところにより，本学の施設等を利用することができる。 （規程の改廃） 第１２条　この規程の改廃は，評議会の議を経て学長が定める。 （施行細則）

第１４条　この規程の適用に関し必要な細則は，評議会の議を経て学長が別に定める。 〔省略〕 附　則 この規程は，令和４年12月15日から施行する。	第１３条　この規程の適用に関し必要な細則は，評議会の議を経て学長が別に定める。 〔省略〕